

都道府県推進計画

都道府県名	宮城県
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価	
平成 21 年度から活性化基金事業を実施し、これまでに市町村消費生活相談員の新規配置・増員をはじめ、執務環境の整備・充実、消費生活相談員の養成及びレベルアップなど、着実に県全体の消費生活相談体制の強化・充実が図られてきた。	
○県	
(1) 消費生活相談機能整備・強化事業	
・ 昭和 43 年度に消費生活センターを設置しており、基金活用以前から消費生活センター及び県内 6箇所の地方振興事務所県民サービスセンターにおいて相談体制を確立している。機能整備・強化事業においては、新聞や情報誌等に消費者情報を掲載して消費生活センターを周知することに基金を活用しており、認知度の高まりを図っている。	
・ 高度な法律知識を必要とする消費生活相談に対応するため、県及び市町村の消費生活相談員が弁護士からアドバイスを受けられる窓口を設置した。また県内を 4 ブロックに分け事例検討会を開催し、高度な法律知識を必要とする事例に対して検討を行った。平成 25 年度は 148 件の事案で窓口を活用、事例検討会を各ブロック年 4 回（延べ 16 回）開催し、有効に機能している。	
(2) 消費生活相談員養成事業	
・ 業務委託による消費生活相談員養成事業を平成 22 年度から 3 年間に渡り実施した。養成講座を 10 回開催し延べ 121 人が受講したが、市町村の相談員の配置人数が増加したことから養成事業を終了した。	
(3) 消費生活相談員等レベルアップ事業	
・ 国民生活センター主催の研修会に相談員全員を参加させ、相談対応能力の向上を図っている。かつては年 1 回の参加であったが、基金の活用により全員を年 2 回参加させることが可能となった。	
・ 県及び市町村の消費生活相談員を対象に、時事に応じた講師を招聘した県主催の研修会を年 4 回開催し、県及び市町村相談員のレベルアップを図っている。平成 21 年度からは活性化事業として継続開催しており、市町村相談員の参加率も 80% 前後と高いものとなっている。	
(4) 消費生活相談体制整備事業	
・ 法執行機能の強化を図るため不当取引専門指導員 1 名を配置した（平成 21 年度～）。不当取引専門指導員による被害内容聴取が事業者の手口把握に効果を発揮し、法令や条例等に基づく行政指導・処分に結びついている。多様化する手口に対して今後も重要な役割を果たしていくものと考えられる。	

- ・ 基金を活用して消費生活相談員を 2 名増員し、相談体制の強化を図った。増員により個々の事案に対する検証時間が生まれるなど、情報共有の幅にも広がりを見せた。

(5) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

- ・ 若者に対する消費者教育の一環として、弁護士を講師として学校に派遣し、高校生や大学生を対象とする消費生活トラブルに関する法律授業を実施したほか、副教材として使用するパンフレットを作成し、県内の高校生一学年全員に配布した。平成 25 年度の消費生活法律授業は 5 回の開催で受講人数 955 名と効果が大きく、副教材パンフレットはイラストを活用して身近な問題を取り上げていることから学校に受け入れられている。（平成 21 年度～）
- ・ 多重債務問題対策として無料相談会を開催し、多重債務者の救済を図った。近年は貸金業法の整備に加え、仙台弁護士会や宮城県司法書士会の協力もあり、相談件数が減少したため相談会を縮小した。（平成 21～25 年度基金活用、平成 26 年度から自主財源化）
- ・ ラジオ等情報媒体の活用、イベント用の啓発物品等を作成・展示・配布するなど、消費者問題について広く周知・広報を行った。（平成 21 年度～）
- ・ 県内で高齢者を中心に急増している特殊詐欺被害対策として、一般加入電話を設置している高齢者宅を中心に「警告メッセージ・録音機能付きの特殊電話撃退装置」を貸し出して設置する特殊詐欺防止の新規事業に着手した。（平成 26 年度～）

(6) 先駆的プログラム等を活用した地域問題解決向上の取組

- ・ 仙台市への市町村補助を通じて、適格消費者団体の母体となる「特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく」の設立支援を行った。（平成 25 年度）
- ・ 放射性物質に対する消費者の不安を取り除くとともに、風評被害から県産有機農産物の信頼回復を図るため、県内の消費者と有機農業者による交流会開催、購入ガイドブック作成による P R 事業が好評を得た。また、首都圏の消費者に対しては、東京アンテナショップや新聞及び交通施設等の各種媒体を活用した県産食品の安全 P R 活動を行い、風評被害の早期解消に努めた。（平成 25 年度）

(7) 東日本大震災からの復興への取組

震災復興に向けた支援の一環として、被災地への法律等の専門家派遣事業を実施するとともに、消費者の食品等に対する不安解消に向け、市町村の放射性物質の検査体制の整備促進を図った。（平成 24 年度～）

○市町村

- ・ 市町村プログラムを策定した市町村は、平成 21 年度当初は 22 市町にとどまったが、平成 25 年度末には川崎町 1 町を除く 34 市町村が策定に至り、基金活用による活性化事業を行う市町村が増大した。また、34 市町村は市町村推進プログラムを策定することで引き続き消費者行政推進事業を継続する方針を定めており、国の財政支援が市町村の消費生活相談体制を支える重要な役割を担っていることが伺える。

「地方消費者行政強化作戦」への対応

- どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる体制を整備し、消費者の安全・安心を確保するため、「地方消費者行政強化作戦」の完全達成を目指す。

<政策目標1>相談体制の空白地域の解消

- 平成26年度当初、県内35市町村全てに消費生活相談窓口を設置済み。

<政策目標2>相談体制の質の向上

2-1 消費生活センター設立促進

- 平成26年度当初は消費生活センター未設置自治体が人口5万人以上の1町、人口5万人未満の20市町村となっている。人口5万人以上の全市町村及び人口5万人未満である市町村の50%以上に消費生活センターを設置するため、消費生活相談窓口の消費生活センター化に向けて働きかけていく。

2-2 管内自治体の50%以上に相談員を配置

- 平成26年度当初には県内市町村の94.3%に消費生活相談員が配置されており、既に目標を達成している。未配置の2町に対しては今後とも配置に向けて働きかけていく。

2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

- 平成26年度当初の県内の消費生活相談員の資格保有率は68.6%となっている。県全体の資格保有率を75%以上に引き上げるため、県主催の研修等の機会を通じて市町村消費生活相談員の資格取得について働きかけていく。

2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ（各年度）

- 平成26年度当初は県内の消費生活相談員の研修参加率は94.2%となっている。平成27年度中に消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げるため、県相談員を研修参加させるのはもちろんのこと、市町村に対しては、国民生活センターが実施する研修の周知、基金及び交付金による旅費等の財政支援、研修に参加しやすい環境整備等を促進する。また、県が主催する研修会として、県及び市町村の消費生活相談員を対象に、時事に応じた講師を招聘した研修会を年4回開催する。研修を有意義に感じてもらう機会を増やすことで、積極的な研修参加を促していく。

<政策目標3>適格消費者団体の空白地域解消

- 「特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく」の平成28年中の適格消費者団体認定に向けた連携・協力体制の構築を目指し、消費者被害の救済を図っていく。

<政策目標4>消費者教育の推進

- 平成26年度に宮城県消費生活審議会の定数を増員して教育関係者2名を加え、同審議会を消費者教育推進地域協議会に位置づけた。
- 宮城県消費者教育推進計画（平成28年3月策定）により、消費者教育の推進を図っていく。

<政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築

- ・ 人口 5 万人以上の県内市町村に対し、既存の組織の活用等を含めた消費者確保安全地域協議会の設置を働きかけていく。

消費者行政推進の方針

<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>

- ・ 宮城県消費者施策推進基本計画（第 3 期計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度）を策定し、消費者行政の推進を図っていく。
- ・ 現在実施している活性化事業を継続し、維持・強化を図っていく。
- ・ 「地方消費者行政強化作戦」を達成するため、市町村に対して<政策目標 2>の対応を働きかけていく。
- ・ 市町村の消費生活相談体制の質的な充実に向けた取組の支援を継続的に実施する。
- ・ 教育現場における消費者教育を支援するため、指導用教材を作成・配布する。
- ・ 地域における消費者教育に取り組む人材等の育成を支援するため、消費生活サポーター制度を創設・運用する。

<平成 30 年度以降の方針>

- ・ 活性化基金及び推進交付金を活用して整備を行った市町村消費生活相談体制を維持するとともに、一層の機能充実・強化を図るため、市町村相談員の空白地域の解消や複数配置の促進、レベルアップ等の取組支援を実施していく。
- ・ 推進交付金活用期間経過後については、より効果的な取組を模索しつつ、実施する事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標

(1) 消費生活相談機能整備・強化事業

- ・ 高度な法律知識を必要とする消費生活相談に対応するため、県及び市町村の消費生活相談員が弁護士等からアドバイスを受けられる窓口の設置を継続する。（平成 27 年度～平成 29 年度）

(2) 消費生活相談員等レベルアップ事業

- ・ 国民生活センター主催の研修会に相談員全員を参加させ相談能力の向上を図る。（平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・ 県及び市町村の消費生活相談員を対象に、時事に応じた講師を招聘した勉強会等を開催し、消費生活相談員のレベルアップを図る。（平成 27 年度～平成 29 年度）

(3) 消費生活相談体制整備事業

- ・ 消費生活センターの消費生活相談体制及び法執行機能の維持・強化を図るため、消費生活相談員 2 名及び不当取引専門指導員 1 名の配置を継続して実施する。（平成 27 年度～平成 29 年度）

(4) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

- 弁護士を講師として学校に派遣し、高校生や大学生を対象とする消費生活トラブルに関する法律授業を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- 高校生を対象としたパンフレット等の教材を作成・配布する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- 小学生や中学生、それぞれにとって必要とされる時期に応じたパンフレット等の教材を作成・配布する。(平成 27 年度～平成 35 年度)
- ラジオ等の情報媒体を活用して、消費者問題について広く周知し、関心を高める。(平成 27 年度～平成 33 年度)
- イベント等で使用する啓発物品を作成・配布し、消費者問題について広く周知する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
- 消費生活サポーター制度を新設して、地域における消費者教育に取り組む人材等を認定するとともに、研修会を開催して活動を支援する。(平成 27 年度～平成 35 年度)
- 高齢者に対する見守り体制構築のため、福祉関係者等を対象とした研修には消費生活相談員等の講師派遣や情報提供を行い、消費生活相談員等を対象とした研修には福祉関係者等の講師を招くなど、福祉関係者等との相互連携の強化を図る。(平成 27 年度～平成 35 年度)
- 消費者市民社会への関心を高めるため、関係団体・消費生活サポーター及び一般県民を対象としたシンポジウム等による啓発活動を適宜実施していく。(平成 27 年度～平成 35 年度)

その他特記事項

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	仙台市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談機能の充実・強化のため、相談ブースへのパーテーション設置（平成 21・22 年度）及び相談受付用電話の増設や相談員用ヘッドセットの購入等（平成 21～24 年度）を行った。 震災後にはセンターの復旧工事を行い（平成 23 年度）、増加傾向を示している相談需要に対応するよう、相談ブースの増設（平成 25 年度）を行った。・ラジオ放送や情報誌・地下鉄やバスなどへの広告掲出によりセンター業務の PR を行った（平成 21～24 年度）。・消費生活相談員の研修参加支援（平成 22～26 年度）、行政職員の研修参加支援（平成 24～26 年度）及び研修会の開催（平成 24、26 年度）により消費者行政担当者のレベルアップを図り、併せて消費生活相談員のメンタルヘルス対策を行った（平成 23～26 年度）・消費生活相談員を 10 名から 12 名体制とし（平成 21・22 年度）、処遇改善のため報酬を月額 13,900 円増額した（平成 22～26 年度）・多重債務対策として、専門家を活用した講習会や特別相談会を行った（平成 21～26 年度）。・民生委員、ヘルパー、ケアマネージャーに対して高齢者等の見守りガイドブックを印刷し配布。（平成 21～26 年度）・市民 6000 人、企業 1500 社に消費生活に関するアンケートを実施した。（平成 21 年度）・食品表示についての消費者の理解を深めるため、専門家を活用した講習会を行った。（平成 22 年度）・チラシ・パンフレット等により、消費者啓発を拡充した（平成 22～26 年度）・小中学校の授業で活用できる教材を製作・配布し、消費者教育の推進を図った（平成 22～26 年度）。また、発達段階に応じた学習コンテンツで構成された消費者教育ウェブサイト「伊達学園」を開設するなど、ウェブやスマートフォンなどの媒体を活用した消費者教育を行った（平成 25～26 年度）。・市民協働で消費者啓発を行っていくため、消費生活パートナー事業を行った（平成 23～26 年度）・消費者啓発を図るためのイベントを行った（平成 24～26 年度）。・消費生活相談員のレベルアップを図るため、スーパーバイズ業務を委託した（平成 25～26 年度）・安全な食品の流通に資するため、放射性物質のサンプリング検査

	<p>を実施した（平成 23～26 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の被災者を対象に専門家派遣事業を実施した（平成 25～26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん件数については、平成 21 年度 482 件に対し、25 年度 599 件と増加しており、消費生活相談の対応能力や質が向上していることが窺える。 ・消費生活情報誌の発行回数を年 4 回から 6 回に増やしたほか、リーフレットの作成・配布を増やすなど、情報提供の機会が増加した。情報提供の媒体も多岐に広がり、様々なツールで情報を得られるようになった。 ・幼児期から高齢期までライフステージに応じた消費者教育の推進が図られた。 ・放射性物質のサンプリング検査の実施により、食の安全・安心に寄与した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 62 年度当初に消費生活センターを設置済。 <p><u><政策目標 2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度以降消費生活相談員の研修参加率は 100%となっており、今後とも相談員が研修に参加しやすい環境整備を進め、研修への参加を奨励する。 ・相談員の採用にあたっては、従前より原則として資格を保有していることを条件としており、資格保有率は 100%である。 <p><u><政策目標 4>消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 3 月消費者教育推進計画を策定（仙台市消費生活基本計画の中に包括）。消費者教育推進地域協議会は平成 27 年 1 月に第 1 回目を開催した。 <p><u><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会を設置、第 1 回会合を平成 28 年 2 月に開催した。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員の処遇改善を図り、研修参加支援や執務環境整備を行う。 ・高齢者等の見守りに力を入れ、配食サービス時のチラシの配布や、高齢者向けのイベント等の期をとらえた啓発事業を展開する。 ・適格消費者団体の設立に向けた支援を行う。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・その他の事業に関しては、緊急度等、その必要性及び効果等を勘

	案ながら、交付金等活用期間経過後も実施する取組を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の強化のため、消費生活相談員の報酬増額をはかる。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る(平成 27 年度～平成 30 年度)。 ・高齢者の見守りのため、消費者安全確保地域協議会等のネットワークを活用し、関係機関との連携強化を図る。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・適格消費者団体を目指す団体との連携強化を図り、設立を支援する。(平成 27 年度～平成 30 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。 ・幼児期から高齢期までライフステージに応じた消費者教育を推進するため、関係機関との連携をさらに密にしていく。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	石巻市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名増員するとともに勤務時間を拡充した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談員及び消費生活行政職員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・執務参考図書等の購入により相談業務の環境整備を図った。(平成 21 年度～平成 25 年度) ・ラジオ放送、新聞広告等により注意喚起を行い、消費者被害の未然防止に取り組んだ。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修への積極的参加により、対応能力の強化が図られた。 ・弁護士を講師とした OJT の実施により、法律及び各種判例内容を学習し相談対応能力の向上が図られた。 ・勤務時間の拡充により、相談窓口としての機能向上が図られた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 7 年度に消費生活相談窓口を設置済。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員のレベルアップを図るため、各種研修の利用を図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励し、資格保有率 100% を目指す。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月に設置された包括支援センターと連携を取りながら、地域見守りネットワークの早期構築を目指す。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制を維持するとともに、研修参加の機会を増やすことにより、消費生活相談員のスキルアップを図る。 ・消費者被害の未然防止のため消費者教育に取り組む。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の配置については、基金等活用期間中の体制を維持する。 ・消費者に対する啓発事業については、より効果的で実効性のある取組に重点化し実施事業を精査する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談センター（消費生活相談体制）を維持する。 ・消費生活相談体制の強化のため、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加に係る支援を継続する
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	塩竈市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務参考資料を購入し、消費生活相談員の対応能力強化を図った。 (平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 消費者問題の解決能力向上を図るため、悪質な消費者トラブルとその被害を未然に防ぐ方法等が記載された回覧板を作成。(平成 25 年度) ・ 消費者問題の解決能力向上を図るため、小・中学生が陥りがちな消費者トラブルの手口とその被害を未然に防ぐ方法等が記載された消費者啓発パネルを作成。(平成 26 年度実施予定) ・ 学校給食等において、国・県が行う定期検査を補完するためのモニタリングを実施した。また、一般市民持ち込みの食材等の放射性物質の測定検査を実施した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修参加支援や執務参考資料購入により、消費生活相談員の対応能力や質が向上し、複雑化する消費生活相談などにも対応が可能となった。 ・ 消費者生活情報等を含む回覧板を使用することで、市内全戸消費者に消費者教育・啓発を可能とした。今後は、最新の消費者トラブルに関する情報等のチラシを作成・回覧し、情報提供に役立てたい。 ・ 小・中学生向けの消費者啓発パネルを市内の教育機関において、授業などで活用することで、多くの若い消費者に消費者教育・啓発を可能となる。 ・ 放射性物質の測定検査を実施したことにより、学校・保育所給食で使用している食材等の放射性物質の測定検査体制(学校給食:1 日 5 品目を週 5 日、保育所給食:1 日 2 品目を週 5 日測定)の充実を図り、園児、児童生徒、保護者を含む市民の放射能に対する不安を解消した。また、一般市民持ち込みの食材等については、事業開始年度の平成 24 年度の 94 件に対し、平成 25 年度は 41 件数、平成 26 年度は 9 件(10 月時点)と持ち込み件数が減少しており、市民の不安が解消されつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 (昭和 44 年度設置) <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度当初で消費生活相談員の研修への参加は可能な限り出席している状況(概ね 90%以上)。行政職員も同様兼研修を受講す

	<p>ることで、消費者問題の解決能力が向上し、専門相談員の不在等緊急事態等にも迅速かつ的確に対応し、より消費生活保護が可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度当初で、消費生活相談員研修 D-ラーニング研修・オンラインデマンド配信コース受講済み。 ・特に困難な相談事案に対して、国、県、警察等多くの関係機関と連携するとともに、弁護士会、司法書士会等多くの関係者とより一層連携し、消費者が直面する様々な課題の解決を図る。 ・平成 27 年度当初で、PIO-NET 端末設置済み。 ・相談員の人数：1名、資格保有率：0% <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した消費者の育成を目指し、出前講座等の活用により消費者教育を受ける機会の提供に努める。 <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に見守りネットワークを構築するため、府内、福祉関係機関（民生委員及び包括支援センター等）と連携をより密にして共助体制の強化を図る。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルの解決に向けて消費生活相談窓口を維持する。 ・相談窓口に寄せられない潜在的な消費者被害の発見、防止及び早期解決のため、府内、福祉関係機関（民生委員及び包括支援センター等）の連携を密にして共助対応する。 ・自立した消费者的育成を目指し、消費者トラブルの情報発信の機会を拡充し、出前講座等の活用により消費者教育を受ける機会の提供に努める。 ・地方消費者行政活性化基金を活用し、放射性物質の測定検査事業を継続する。食材等の放射性物質の測定検査を実施し、市民の放射能に対する不安を解消。目に見えない放射線、放射能に対する市民の不安を払拭するため、測定検査の結果を HP 等で公表し、市民の食の安全及び安心の確保に努める。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金活用期間を経過した事業から、順次自主財源化を目指す。 ・教育機関、各種団体及び事業者等の関係機関との連携による体系的な消費者教育の在り方についてさらに検討し、消費生活の安心、安全を図り、消費者教育・啓発を推進していく。 ・今後も被害状況の変化や国、県の対応方針の改定等が予想されることから、放射性物質の測定検査事業については、適宜判断する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害の未然防止や被害救済に取組むため、消費生活相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談員や消費生活行政担当職員の相談能力強化のため、研修参加の支援と消費生活相談員研修 D-ラーニング研修・オンデマンド配信コース受講の継続を図る。 ・ 出前講座や関係機関が提供する消費者向け講座等の啓発事業を活用し、学校や地域においてあらゆる世代の特性に応じた情報提供と消費者教育を受ける機会の提供に努める。 ・ 消費生活部門や高齢者福祉部門、民生員、町内会、介護事業者などによる高齢者見守り地域ネットワークの構築と、高齢者被害に関する情報提供や働きかけ。 ・ 原発事故対策については、依然として収束の見通しは不透明である。本市としては、国及び県の各種対策の実施状況等を注視し、市民の食の安全及び安心を確保するため、引き続き放射線、放射能の測定や風評被害の克服に向けた取組等を継続する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害の未然防止や被害救済に取組むため、消費生活相談窓口を維持する。 ・ 参考資料図書購入、研修参加支援及び弁護士・専門家の活用等により、複雑化・高度化する専門的な消費生活相談への対応能力向上を図る。 ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者トラブル未然防止策を図る。 ・ 市民の食の安全及び安心を確保するため、引き続き食材等の放射性物質の測定検査を実施する。 ・ 消費者の暮らしの向上を目指して、JAS 法等に基づく適正な表示の監視指導を実施する。 ・ 事故情報および食と放射性物質に関する正確な情報を早期に提供することにより、被害拡大の防止に努め消費生活の安全・安心の実現を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	気仙沼市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 9 月の気仙沼市と本吉町の合併に伴い、本吉町の相談員が本市に編入されることに併せ、相談員の延べ人数の増加による充実を図った。本吉町は 3 時間／1 日で週 2 日の勤務（相談）体制（1 人）であったが、気仙沼市の勤務（相談）体制と同様の 7 時間 15 分／1 日で週 3 日の勤務（相談）体制とした。総相談員数は 3 名である。（平成 21 年度～平成 23 年度） 消費生活相談員の年間勤務時間の増加を図ることにより相談機能の充実を図り、併せて相談員の待遇改善を図った。年間総勤務（相談）時間数については、基金活用前と比較して 442 時間の増加であり、年間総報酬額については、202,800 円（101,400 円／1 人）の増額となった。併せて、保険・年金等への加入による相談員の待遇改善を図った。（平成 24 年度～平成 25 年度） 26 年度からは通勤手当相当額を支給しており、財源として基金を活用している。総相談員数は平成 24 年度から 2 名である。 消費生活相談員と消費者行政担当職員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 21 年度～平成 26 年度） 相談業務の円滑な遂行を図るため、相談室の外壁等の改修を行い、暖房器具と事務用品を購入整備した。（平成 21 年度～平成 23 年度） 相談業務に必要な執務参考図書を購入整備した。（平成 21 年度～平成 25 年度） 消費者被害防止のための啓発冊子を新成人、民生委員、金融機関等に配付した。（平成 21 年度～平成 26 年度） 消費者被害防止のため、悪質商法と相談窓口が記載された「回覧板」を自治会と仮設住宅住民組織に配付した。（平成 23 年度） 高齢者の消費者被害防止に向けたリーフレットを自治会に回覧用として配付した。（平成 25 年度） 自家消費用食品の放射性物質濃度測定のため、検査機器のメンテナンスと消耗品の経費に基金を活用した。（平成 25 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 9 月の本吉町との市町合併直後は、1 名の相談員が本吉総合支所に出向き常時待機していたが、本庁の相談体制の機能強化を図り、総相談員数を 2 名とし 1 人当たりの勤務時間を増やし、年間総相談時間数の増加に繋げた。 <p>現在、本吉総合支所においては消費者行政担当職員が相談窓口</p>

	<p>を担当しており、本庁の消費生活相談員との連携により適切な対応に努めている。また、現在、本庁の相談室への本吉町地区在住者からの相談件数は、合併前の本吉町消費生活相談窓口への相談件数より増えている。</p> <p>相談件数については、21年度 247 件、22年度 260 件、23年度 209 件、24年度 267 件、25年度 240 件で年間 200 件台を推移している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の年間勤務時間の増加に伴い、保険・年金等への加入による相談員の待遇改善を図ることができた。 ・平成 21 年度から消費生活相談員等の相談対応能力の強化に向けた研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成 20 年度の 5 件に対し、24 年度は 25 件、25 年度は 23 件となり、また、あっせん相手先業者は、悪質サイト被害による決済代行会社や電子マネー会社、集団投資スキーム持分の販売会社などで、このことは、相談員の相談対応能力や質が向上したことのあらわれである。 ・自家用に栽培している農産物など自家消費用食品の放射性物質の簡易測定を平成 25 年度は 331 件実施し、食に対する安全・安心を求める市民の声に対応した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 9 月本吉町との合併時点において既に設置済み。 <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の研修参加率 100%を目指す。 ・消費生活相談員の資格保有率 100%を目指す。 <p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワークの構築について、今後の検討課題とし、関係部署（福祉関係、地域包括支援センター）との連携、協力体制を強化する。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の報酬と社会保険等への加入体制を維持する。 ・現在、当市の相談員は 2 名とも資格を保有していないことから、専門研修に参加させることで消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・当市の相談員の経験年数が浅いことから、消費者講座の講師養成講座に参加させることで出前講座に必要な知識と技法を取得させる。 ・専門家が作成した消費者啓発冊子や職員や相談員が作成した消費者啓発チラシの配付。

	<ul style="list-style-type: none"> ・出前授業の周知と実施による啓発の強化。 ・自家消費用食品の放射性物質を測定し、市民に食品に対する安全・安心を提供する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の報酬額と社会保険等への加入体制を維持する。 ・消費生活相談員の資格保有率 100%を目指す。 ・消費生活相談員の専門講座受講については基金活用期間経過後においても、また消費者啓発用資料（冊子・リーフレット・チラシ等）の作成等については、交付金活用期間経過後においても継続して取り組む。 ・自家消費用食品の放射性物質濃度測定業務（検査機器に係る経費と人件費）については、交付金活用期間経過後においても継続して取り組む。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の報酬額と社会保険等への加入体制を維持する。(平成 27 年度～平成 29 年度基金活用、交付金活用期間経過後においても社会保険等への加入体制を維持し、報酬額については現在の報酬額を維持するとともに改善に取り組む) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度基金活用、基金活用期間経過後においては受講講座を選定するなど工夫しながら継続して取り組む) ・消費生活相談員の資格保有率 100%を目指す。 ・広報啓発活動の充実強化と出前講座の実施。 ・消費者被害防止に向けた府内ネットワークの構築。 ・自家消費用食品の放射性物質濃度測定業務の継続を図る。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	白石市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談機能強化のため、相談室窓口を移転・拡充した。(平成 26 年度) ・ 消費生活相談体制強化のための消費生活相談員の処遇改善として報酬を 20%引き上げ、月額 67,000 円から月額 80,000 円とした。(平成 24 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、県内で開催される各種研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のため啓発用パンフレットを作成し、全戸配布を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 食の安全・安心に関する事業として、食品等における放射性物質の検査を行った。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ P I O - N E T の配備を行った。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口の強化のため、移転し拡充を図った結果、相談件数が増加傾向にあり、地域の窓口として消費生活相談室の認知度が上昇しつつある。 ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した結果、情報収集手段の増加やあっせん等の対応が迅速になり、相談への対応能力や質が向上した。 ・ 放射性物質検査機器を配備し、食品等の放射性物質の検査を行った結果、消費者へ対する食の安全・安心を確保することができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 > 相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口設置済 <p><u><政策目標 2 > 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の研修参加を支援し、対応能力の向上を図るとともに資格取得を奨励する。 ・ 消費生活相談窓口の機能整備及び強化に伴う事務用機器の設置を行う。 ・ 消費者行政担当職員の研修参加の機会を増やし、消費生活相談員の対応能力や相談機能を強化するためのバックアップし、消費生活相談体制の質の向上を図る。 <p><u><政策目標 4 > 消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 > 「見守りネットワーク」の構築</u></p>

	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充・強化した消費生活相談室を維持する。 ・ 消費生活相談体制の維持・強化のため、消費生活相談員の研修参加、資格取得を支援し対応レベルアップを図る。 ・ 消費者への啓発事業として、市広報紙での周知、パンフレットの活用や出前講座の実施を積極的に行う。 ・ 地域の各種相談ネットワークを活用し、消費者被害を未然に防止するための活動に取り組む。
消費者行政推進の方針	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した後においても維持する。 ・ 啓発事業を重点化し、消費者被害を未然に防止するためのより効果的な取組となるよう精査し実施していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談室を維持・継続する。(平成 27 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力向上のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・ 平成 24 年度に消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員の処遇改善として、月額 67,000 円から月額 80,000 円に 20% 引き上げした報酬を維持する。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・ 相談体制の機能強化・質の向上のため、消費者行政担当職員の研修参加機会を増やし、消費生活相談員をバックアップする体制を整える。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・ 啓発事業として、パンフレットの配布や出前講座を実施する。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・ 消費生活相談室が拠点となり、地域の消費生活問題への対応能力向上のため、地域ネットワークを構築する。(平成 28 年度～平成 34 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	名取市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、相談窓口案内表示板を作成し、また参考図書を購入し、窓口の整備・強化を図った。(平成 21 年～平成 25 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 ・食品表示・安全に関するガイドブックを作成し、消費者への啓発事業の強化を図った。(平成 21 年度) ・消費者被害防止のための小冊子やパンフレット等を作成し、市民への啓発を行った。(平成 21 年～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 44 年 10 月に消費生活相談窓口を設置した。平成 26 年度の相談件数は 494 件となっており、県内でも多い方である。また、平成 28 年 1 月時点で 398 件と相談件数は依然多く、身近な相談窓口として定着している。 ・国民生活センター等で開催する研修会への研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・市内でも特殊詐欺被害が増加しており、さらなる消費者啓発が必要である。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金創設以前（昭和 44 年度）より、消費生活相談窓口を設置済。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して研修参加を支援し、消費生活相談員のレベルアップを図る。多様な悪質商法・特殊詐欺等の消費者被害を防ぐための啓発事業を引き続き行う。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、消費生活相談窓口と保健センター・社会福祉協議会・地域包括支援センター・民生委員等が、お互いに情報を提供しあって、情報共有・連携する形をとっている。

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置・維持する。 補助金活用経過後に行う事業の精査を行う。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置・維持する。 ・予算の範囲内での、より効果的な取り組みを行う。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口（消費生活専門相談員資格を有する相談員 2 名体制）を維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するとともに、アドバイザーミーティング制度や国民生活センターによる高度専門相談を活用。より専門的な消費生活相談への対応能力向上を図る。 ・消費生活相談窓口が地域の人材育成の拠点となり、地域の消費生活問題への対応能力向上のため、消費者教育にも力をいれ、より効果的な消費生活被害未然防止事業として出前講座等を実施する。 ・地域の身近な相談窓口として定着を図るため、巡回消費生活相談等を実施し、駅等の人通りの多い施設で定期的に消費生活パネル展などの啓発活動を行う。
その他特記事項	消費者被害防止のため、庁内・関係機関等との連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	角田市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 21 年度～平成 23 年度） ・ 消費者被害防止のため、各種啓発用リーフレット等を購入し、市内全戸回覧等を通して啓発を行った。（平成 21 年度～平成 23 年度） ・ 相談件数の増加への対応及び消費者教育・啓発を強化するため、平成 21 年度から平成 23 年度は臨時職員を配置したほか、平成 22 年度から消費生活相談員を 1 名体制から 2 名に増員、1か月当りの報酬を 16,000 円増額、99,000 円とし、消費生活相談員の処遇改善を図りつつ、週当たりの勤務時間を 2 時間増やして相談体制の充実を図った。（平成 21 年度～平成 26 年度） ・ パンフレットスタンド等を購入して消費生活センターとしての機能を整備し、相談窓口の強化を図った。（平成 22 年度） ・ 消費者の安全・安心の確保のため、放射性物質検査機器の貸与をうけ、市民から持ち込まれた食品中の放射性物質の測定を行い、消費者の不安解消を目指した。（平成 24 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度から消費生活相談員の消費生活相談対応能力強化のため研修参加を支援した結果、相談件数に占める斡旋解決の件数割合は年度によってばらつきはあるものの、平成 25 年度には 17.3% を占めており、消費生活相談の対応能力や質は向上している。 ・ 平成 21 年度から平成 23 年度は臨時職員を配置したほか、平成 22 年度から消費生活相談員を 2 名に増員し、相談窓口を週 5 日開設して消費生活相談体制の整備を図った。相談総件数に占める市窓口対応件数の割合は平成 20 年度の 15.8% (44/279 件) に対し、平成 22 年度以降は 30% を越えており（平成 25 年度 31.5% (52/165 件)）、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ リーフレットの全戸回覧等や消費生活講座の開催により消費者被害防止の啓発活動を行うとともに、パンフレットスタンドの設置により各種パンフレットを効率的に配置することで、消費生活センターとしての機能を強化することができた。 ・ 食品中の放射性物質の測定により、市民の食品に対する安全性への不安解消に努めた。

<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u><政策目標1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談体制の維持及び相談対応の質を向上するため、各種研修への参加を促し、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 県主催の消費生活相談員を対象とした研修会への平成25年度消費生活相談員の研修参加率は83%であったが、業務分担の見直し等により、消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備し、研修参加率100%を目指す。 <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p>
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u><平成27年度から平成29年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を継続する。 地域の身近な窓口として、消費生活相談体制を充実するため、県主催の消費生活相談に関する研修会への参加率を上げることにより消費生活相談員のレベルアップを図る。 消費者の安全・安心の確保のため、市民から持ち込まれた食品中の放射性物質の測定を継続する。 <p><u><平成30年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 交付金活用期間経過後においても、消費生活相談窓口を継続し、消費者教育・啓発事業については消費者被害の未然防止を図るための効果的な事業等の実施を目指す。 地域の身近な窓口として、消費生活相談体制を充実するため、県主催の消費生活相談に関する研修会への参加率を上げることにより消費生活相談員のレベルアップを図る。 被害状況の変化や国、県の対応方針の改定等が予想されることから、食品中の放射性物質の測定については適宜判断する。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を継続する。 消費生活相談員が研修に参加するための支援を維持する。 被害状況の変化や国、県の対応方針の改定等を勘案しながら、消費者の安全・安心の確保のため、食品中の放射性物質の測定を実施する。
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、関係機関との連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	多賀城市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口強化のため、消費生活相談員を増員し、1名体制から2名体制とした。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、県内・県外研修への参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・相談室の環境整備のため、仕切りパネル、事務用機器類を購入した。(平成 21 年度) ・相談業務に必要な参考図書を購入した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活センターの基準を満たすため、PIO-NET を配備した。(平成 22 年度) ・消費者被害防止のため、消費者講座、出前講座の開催や啓発用チラシ、啓発用品の配布を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する食物等の放射能汚染に関する市民の不安を解消するため、国民生活センター及び宮城県から貸与された放射能検査機器を用いて、市民持込み食材及び学校・保育所給食食材の放射能測定を実施した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口に寄せられる相談内容が複雑、深刻化し、1件の相談に要する時間が増えてきている状況である。相談件数についても平成 20 年度が 262 件であったのに対し、平成 25 年度では 330 件に増加している。平成 21 年度から消費生活相談員を 1 名増員し、2 名体制にしたことにより、各相談に対して十分な時間を掛けて丁寧に対応し、また、相談員同士が情報交換することで様々な相談内容に対応することができた。しかしながら、近年の相談件数の増加や、相談内容の複雑化により、対応時間については苦慮している状況である。 ・研修に参加するための支援を行ったことにより、消費生活相談員及び消費者行政担当職員が国民生活センターでの研修を受講し、高度な知識や最新の情報を習得することができた。習得した知識については、消費生活相談の解決や消費者教育に活かすことができた。 ・消費者被害防止のため、消費者講座の開催、市広報誌への情報掲載のほか、啓発用チラシと啓発用品の配布等を行ったが、啓発用チラシと啓発用品による啓発は大変有効であると考えられた。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故に起因した食物等の放射能汚

	<p>染に関する市民の不安を解消するため、市民持込み食材及び学校・保育所給食食材の放射能測定を実施した。市民持込み食材放射能測定の平成25年度アンケート結果では、測定利用者約9割が安心できたと回答があり、また、学校・保育所給食食材の放射能測定では、基準値内の給食を提供していることを市民に公表することができ、食物等の放射能汚染に関する市民の不安解消に向けて、市民持込み食材の測定結果と学校・保育所給食の安全性について市民に示すことができた。</p>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に消費生活相談窓口を設置した。 <p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に消費生活相談員を1名体制から2名体制に増員した。 平成22年度に消費生活センターの基準を満たす窓口を設置した。 消費生活相談員2名とも、国民生活センターの消費生活専門相談員資格を認定されており、資格取得率が100%となっている。 国民生活センターでの研修に相談員が毎年度参加している。 <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <p>対象外</p> <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>構築していない。</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談体制を維持する。 消費者被害を未然に防ぐため、消費者教育に力を入れる。 消費生活相談窓口の対応力強化のため、消費生活相談員のレベルアップを図る。 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因した食物等の放射能汚染に関する市民の不安を解消するため、放射能検査により、食品の安心・安全を確保する。 <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談体制を維持する。 消費者被害を未然に防ぐため、消費者教育に力を入れる。 消費生活相談窓口の対応力強化のため、消費生活相談員のレベルアップを図る。 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因した食物等の放射能汚染に関する市民の不安を解消するため、放射能検査により、食品の安心・安全を確保する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員の 2 名体制を維持する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・高度化、複雑化する悪質商法などによる消費者被害を未然に防ぐため、消費者講座、出前講座の開催や啓発チラシの配布などを実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費生活相談員等のレベルアップを図るため、国民生活センター等の研修に参加するための支援を行う。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・東京電力福島第一原子力発電所事故に起因した食物等の放射能汚染に関する市民の不安を解消するため、市民持込み食材及び学校・保育所給食食材の放射能測定を実施する。(平成 27 年度～平成 32 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	岩沼市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 39 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の機能強化を図るため、事務用機器等を整備。(平成 21 年度) ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口の開設日数を拡大。(平成 21 年度から週 2 日から週 3 日回へ増) ・消費者トラブルに関するチラシを作成し、市民への啓発を図る。(平成 23 年度) ・消費者の食の安全・安心の確保を図る観点から放射性物質検査機器の導入及び維持管理を行う。(平成 24 年度～)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の機能強化を図るため、パソコンを導入し、相談記録等の管理が容易になった。 ・相談件数は平成 22 年の 237 件をピークとして減少傾向にあるが、依然として年間 130 件以上の相談があり、地域の相談窓口として定着。 ・相談窓口の開設日数の拡大により、被害者への早期相談体制の構築に繋がっている。 ・消費者トラブル情報の作成・配布により、市民啓発に寄与。 ・放射性物質検査機器の導入により、食の安全・安心を図る観点から消費者の不安解消に繋がっている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に消費生活相談窓口を設置済み。(平成 4 年度) <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、自主財源以降も現状の開設日数を維持していく。 ・消費生活相談員の育成には時間を要することから、後継者育成の観点から 2 名体制を目指す。 ・消費生活相談員の資格保有率 50 %以上を目指す。(2 名体制の場合) 消費生活相談員の研修参加率 75 %以上を目指す。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制(週 3 日)を維持。 ・消費者トラブル情報の作成や、広報いわぬま、FM いわぬま等を活用し、広く消費者教育及び市民啓発を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の食の安全・安心の確保に向けた取組みを維持。 ・消費生活被害の軽減を図っていくため、地域のオピニオンリーダーを育成し、地域内ネットワークの構築を目指す。
<平成 30 年度以降の方針>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の食の安全・安心を確保するための取組みについては、基金活用期間を経過した時から順次自主財源化を目指す。 ・出前講座等の啓発事業については、消費者教育の観点から一定の効果が見込まれることから、継続して実施。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制（週 3 日）を維持していく。（平成 30 年度～） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を継続して行う。（自主財源）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	登米市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、平成 17 年度から消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。(平成 20 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・悪質商法や振り込め詐欺等の被害防止のため、各種団体のニーズに応じた出前講座を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・多重債務に悩む相談体制として、市内の弁護士及び司法書士による多重債務者無料法律相談会を開設した。併せて、多様な相談ケースに係る法的見解と問題解決手順を学ぶべく講習会も実施し、相談業務のレベルアップを図った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者トラブルを未然に防ぐため、地域コミュニティエフエムを活用し、被害防止の呼び掛け及び相談方法等について周知を図った。(平成 22 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度から消費生活相談窓口を設置し、相談件数は毎年度 200 件前後あり、市民に広く活用されている。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、平成 21 年度より年間 30 件ほどの研修参加に努めており、消費生活相談のスキルアップにつながっている。 ・平成 21 年度から実施している出前講座については、毎年 10 件前後のニーズがあり、団体を主体とした問題意識が広まっている。 ・多重債務者無料法律相談会を平成 22 年度から実施しており、毎年 30～40 件ほどの相談が図られていることから、相談体制の認識が広まっている。 ・平成 22 年度から実施しているコミュニティエフエムによる啓発事業は、「声」による広い注意喚起として、年間を通じて毎週 1 回 5 分間の放送を流しており、被害防止の呼び掛けが定着化している。(平成 26 年度に実施した放送内容「契約トラブル」「勧誘トラブル」「送りつけ商法」等)。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 0 % であったが、平成 29 年度までに消費生活相談員の資格保有率を 100% とするため、国民生活センターの研修参加により、消費生活相談員のレベ

	<p>ルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。</p> <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会の進行に伴い、高齢者の消費者被害が深刻化していることから、高齢者の周りにいる人が消費生活に関わる何らかの異変を察知した場合に、消費者の会、福祉関係部局、地域包括センター等の他のネットワークとの連携により、本市の消費生活相談窓口に適切につなぐため、啓発による目的意識の共有化に努めていくことに取り組み、高齢者を消費者被害から守ることを目指していく。
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・平成22年度から実施している多重債務者無料法律相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員の知識向上として専門的な研修等へ積極的に参加するとともに、市内の弁護士及び司法書士との連携に努める。 <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制は、基金活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、多様なニーズがあることから、最近の事例を捉えつつ内容を精査し、効果的な事業としていく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の3人体制を維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成27年度～平成29年度) ・団体を主体としたニーズ、問題意識に対応するため、出前講座を実施していく。 ・多重債務者無料法律相談体制を維持するため、市内の弁護士及び司法書士と連携を図り、多重債務者相談への対応能力の向上を図る。(平成27年度～平成29年度) ・コミュニティエフエムを通じた「声」による広い注意喚起として、被害防止の呼び掛けを実施していく。(平成27年度～平成29年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、今後とも府内、関係機関等との連携に努め、市民への啓発、問題意識の高揚を促していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	栗原市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、平成 23 年 4 月 1 日より消費生活相談窓口を消費生活相談員 2 名体制で設置した。(平成 22 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加、及び消費生活相談員資格取得を支援した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談窓口周知のため、ポスターや啓発用品を整備した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・市民の消費者被害防止のため、出前講座を開始した。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・市民の消費者被害防止のため、啓発チラシを作成し、市内全戸に配布した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・市民の食品への放射能問題の対応をするため、放射能検査機器の検査料を支援した。(平成 25 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は平成 23 年度 86 件、平成 24 年度 110 件、平成 25 年度 175 件と年々増加の傾向にあったが、平成 26 年度には 158 件と若干の減少となった。これは、出前講座による予防事業の効果や相談窓口の周知活動の結果であり、今後とも継続して事業を行っていく必要がある。 ・平成 24 年度から実施した出前講座が、平成 24 年度 4 件、平成 25 年度 10 件、平成 26 年度 30 件と、消費者被害防止に努める取組みが市内で広がりをみせている。 ・平成 23 年度より、消費者被害防止のため啓発チラシを平成 23 年度 4 回、平成 24 年度 3 回、平成 25 年度 7 回、平成 26 年度 6 回市内全戸に配布をし、併せて啓発チラシの中に消費生活相談窓口の周知情報を掲載した。市内全戸への細やかな情報提供は、相談件数や出前講座の増加傾向の一因とみている。 ・平成 25 年度より、放射能検査機器への検査料を支援し、調査設備の充実が図られた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県の県民サービスセンターと、市の関係する行政担当部局と消費生活相談窓口が連携を深め、消費生活相談員が国民生活センター研修に参加しやすい環境作りを進めていき、より多くの研修する機会を消費生活相談員に提供していく。

	<p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の関係団体及び市の関係する行政担当部局との調整を図りながら、相互の情報提供や消費者被害の予防事業実施等による関係強化を目指す。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・出前講座や消費者被害防止の啓発に重点をおき、より効果的な事業を実施していく。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・出前講座や消費者被害防止の啓発に重点をおき、より効果的な事業を実施していく。 ・消費生活相談窓口の体制については、交付金活用期間経過後も継続するため、より効率的な取組みを目指し事業を精査していく。 ・出前講座や啓発事業については、交付金活用期間経過後も継続するため、より効果的な取組みを目指し事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の体制を維持する。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・地域の相談窓口として定着するため、継続して消費者被害防止の啓発チラシ等を市内全戸に配布を行う。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・出前講座の体制を維持する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、宮城県の県民サービスセンターや市の関係する行政担当部局と連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	東松島市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者のプライバシーを保護するため相談室を整備した。 (平成 21 年度) ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名体制から 2 名体制とした。(平成 23 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・専門的な相談に対応するため弁護士等による相談を実施 (平成 25 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に相談室を整備し、相談者が気軽に相談できる場所の確保と相談者のプライバシーの保護が図られた。 ・平成 23 年度から消費生活相談を 1 名から 2 名に増員し相談窓口を週 3 日から 5 日体制としたことにより相談者が利用し易い環境が整備された。 ・平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援する事により、相談員の知識の向上、質の確保が図られた。 ・弁護士等の活用により専門的相談への対応強化が図られた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を平成 26 年度時点で設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度からの相談員 2 人体制を継続し相談窓口の開設日週 5 日体制を維持する。 ・平成 26 年度相談員の異動により、消費生活相談員の資格保有率が 50% となっているため、今後、消費生活相談員の資格保有者を増やすため、国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・今後も、研修参加の支援を継続し消費生活相談員の知識習得と対応能力の向上を図る。 ・弁護士等の専門家による相談を実施し、専門的相談への対応力の向上を図る。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員 2 人体制による、相談窓口の開設日、週 5 日体制を継続する。 ・相談員の対応力向上のため研修参加支援を継続する。 ・専門性の高い消費生活相談に対応するため、専門家派遣事業を継続する。 ・相談窓口の機能強化を図るための整備を継続する。 ・消費者の安全安心のため食品等の放射生物質の検査体制を継続。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の体制を維持していくため、交付金等活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員 2 人体制による、相談窓口開設日週 5 日体制を継続する。 (平成 27 年度～平成 31 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 (平成 27 年度～平成 29 年度) ・相談窓口機能の充実を図る。 (平成 27 年度) ・消費者の安全安心のため食品等の放射生物質の検査を継続する。 (平成 27 年度～平成 36 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	大崎市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 3 名から 4 名体制とした。(平成 22 年度) ・相談室の増設等窓口強化のための環境整備を実施した。 (平成 22 年度) ・消費生活相談員の対応力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年度から平成 26 年度) ・弁護士による消費生活相談アドバイザー研修を実施した。 (平成 21 年度から平成 26 年度) ・消費者被害未然防止を図るため、生涯学習課と連携し「出前講座」を実施した。(平成 18 年度から平成 26 年度) ・食品と放射能の問題を背景とした食の安全性に対する消費者の不安解消を図るため、放射性物質検査機器を整備した。 (平成 24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度より消費生活相談窓口から大崎市消費生活センターを設置し、相談件数は平成 21 年度の 801 件に対し、平成 22 年度は 772 件、平成 23 年度は 697 件、平成 24 年度は 613 件、平成 25 年度は 755 件となっており、地域の消費生活センターとして定着しつつある。 ・平成 21 年度より消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成 22 年度 45 件、平成 23 年度 53 件、平成 24 年度 46 件、平成 25 年度 104 件と消費生活相談員の対応能力や質が向上した。 ・消費生活相談体制の強化により、平成 25 年度における消費生活相談員の助言やあっせん等による救済金額の総額が 174,352 千円となった。 ・平成 21 年度から実施している出前講座が、平成 25 年度には開催件数が 26 件、受講延べ人数が 833 人と着実に増加している。 ・放射性物質検査機器を整備することにより、食品の安全・安心に寄与した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に「大崎市消費生活センター」を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 50 % であるが、100 % の資格保有率をめざし、国民生活センターの研修に参加させることで、消費生活相談員のレベルアップを図るととも

	<p>に、消費生活相談員の資格取得を奨励する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員が国民生活センター等の研修を受講しやすい環境づくりに努める。 ・弁護士を講師とする職場研修を実施し、相談員のレベルアップを図る。 <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者安全確保地域協議会」の設置に向け、府内関係部局と連携し検討を開始する。 ・消費者被害の未然防止や被害回復に努める地域のサポーターを養成する。
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの機能向上を図る。 ・消費生活相談体制の維持・強化を図る。 ・消費者教育を重点的に推進する。 ・地域のきめ細やかな支援体制を整備する。 ・食品に対する放射性物質への不安解消を図る。 <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進交付金等活用期間経過後においても消費生活センターの機能を維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの相談体制を強化するため、弁護士等との連携を確保し、対応能力の向上を図る。 (平成28年度から平成29年度) ・消費生活相談員が研修への参加ができるような環境整備を行う。 (平成28年度から平成29年度) ・出前講座のPR及び講座内容の充実を図る。 ・消費者被害未然防止の担い手として、各地域に消費生活サポーターを養成する。(平成28年度から平成32年度) ・食品への放射性物質の検査を実施する。 (平成28年度から平成32年度)
その他特記事項	・消費者被害防止のため、府内及び外部機関との連携を強化する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	蔵王町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制充実のため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 21 年度～) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～) ・高齢者の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を開始した。(平成 26 年度～) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、市内の全戸に配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 21 年度の 8 件から始まり、平成 23 年度は 19 件に増加した。また、平成 26 年 10 月時点で 13 件と地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、消費生活相談の対応がスピーディーになり、能力や質が向上した。 ・平成 26 年度から出前講座を実施し、地元に密着した活動を行い始めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から実施を始めた出前講座で、地元に密着した、さらなる消費者被害防止を行う。 ・平成 21 年度から始まり住民へ定着してきた消費生活相談窓口の維持と対応能力向上に向けた研修支援を行う。 ・消費生活相談員の資格取得に向けた研修支援を行う。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p>対象外のため未記入</p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>対象外のため未記入</p>

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・地域の身近な消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を強化するため、弁護士等の活用や、さらなる研修参加により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク構築等を支援する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重視化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・消費生活相談員報酬の処遇改善を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員のさらなる対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 ・消費生活相談窓口と地域が連携を取り、地元に密着した消費生活問題への対応能力向上を行う。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	七ヶ宿町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 食品放射能測定システムを導入し自家消費作物等の簡易測定を実施するにあたり、食品放射能測定システムをより有効かつ正確に運用するための校正を行った。 (平成24 年度～平成26年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度一回の食品放射能測定システムの校正を行う事により、測定値の信頼を保つことに繋がった。 測定に対する検体数も平成24 年度が2,076 検体、平成25 年度 1,268 が検体、平成26 年10 月時点で569 検体であり、検体数は減少傾向にあるが、住民の安心を守る為に校正は必要であると考えられる。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度当初時点での消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在設置済みの消費生活相談窓口を維持する。 消費生活相談員の配置を検討しつつ、当面の間、担当職員が消費生活相談を受ける。 担当職員が資格を取得することを目標として、宮城県主催の研修会に参加することで相談体制の質の向上を図る。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 該当無し <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 該当無し
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、食の安全安心の確保のため、食品放射能物質検査を実施する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 検査件数の変化等、消費者のニーズに応じて事業の実施を検討する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、食品放射性物質の検査を実施することで、食の安全安心の確保に努める。 (平成27 年度～平成39 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	大河原町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、平成 6 年度から相談窓口に消費生活相談員を設置した。(平成 6 年度～平成 27 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した(平成 6 年度～平成 27 年度) ・消費者被害防止のため啓発チラシを作成・町内全戸に配付した。(平成 23 年度～平成 27 年度) ・消費者の安全・安心確保のために放射能検査機器を設置し、毎年メンテナンスを行った。(平成 24 年度～平成 27 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 6 年度から相談窓口に消費生活相談員を設置し、対応能力強化のため消費者被害対策の教材や研修参加の支援を行ってきた結果、相談員の対応能力等の強化につながり、また、大河原合同庁舎内に設置されている県消費生活センターと共に地域住民の相談窓口として定着した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 6 年度の時点で、相談窓口に消費生活相談員を設置済。 <p><u>＜政策目標2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員も消費生活相談を受け付けすることで、消費生活相談員に国民生活センター等が実施する研修への参加を促し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費生活相談員の資格取得を奨励する。 <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <p>該当なし</p> <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>該当なし</p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置・維持する。 ・地域の身近な窓口として、地域住民に窓口利用促進の周知を図る。 ・更なる消費者被害防止のため、基金を利用し、地域内で発生している消費者問題に適した自己解決能力強化・基礎知識の習得を図る啓発事業を行う。また、基金利用期間以降は実施事業をより効果的な事業となるよう精査しつつ、重点化を図る。(平成 26 年度～平成 29 年度)

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の食の安全・安心確保のため、当面の間(放射能検査による食の安全確保が必要と思われる期間)は、放射能検査機器を設置し、メンテナンスを実施する。(平成 24 年度～平成 29 年度) <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金を活用せずに実施していた消費生活相談員の報酬・研修参加支援等については、今後も継続していく。 ・消費者教育推進（啓発）事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。また、消費生活相談員の更なる対応能力向上のため研修参加や専門知識の習得に必要な書籍購入等に対する支援を継続していく。(平成 27 年度～) ・消費者教育の推進事業（消費者被害防止啓発事業）を、より効果的な取組になるよう重点化していく、地域の状況と合致した事業を行うことで、地域住民の自己解決能力強化・知識の習得に努めていく。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・地域の食の安全・安心確保のため、放射能検査機器すべてのメンテナンスを継続していく。(平成 27 年度～平成 32 年度※放射能検査による食の安全確保が必要と思われる期間のみ実施)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	村田町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化を図るため、消費生活相談員（1名）を配置した。（平成 21 年度） ・ 消費生活相談窓口の強化を図るため、参考図書や事務用品等の整備を図った。（平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加機会の支援を行った。（平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 悪質商法対策として、玄関先等貼付用「防犯シール」を作成し、全戸配布した。（平成 21 年度） ・ 消費者被害防止のため啓発チラシ等の作成、全戸配布等を行った。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 高齢者の消費者被害防止のため、老人クラブ等で講座を行った。（平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 食品と放射能に係る消費者問題解決にむけて、放射性物質検査機器のメンテナンス等を行った。（平成 24 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 8 月に消費生活相談窓口を開設した当初、相談件数は 6 件であったが、翌年の平成 22 年度には相談件数が 24 件に増加し、消費者の相談窓口としての周知が図られた。相談件数自体は、それ以降毎年一桁にとどまっており、消費者被害の防止の啓発活動が効果を現し広く消費者に定着しつつある結果といえる。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口は平成 21 年度までに設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を継続し研修参加率を 100 % とする。 ・ 消費生活相談員レベルアップを図るため、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターの維持。 ・ 消費生活相談員の相談対応能力の強化を図る。 ・ 啓発事業の拡充を図る。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制及び事業については、基金活用期間を経過しても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持するとともに、移動消費生活相談を実施し、消費生活相談体制の充実を図る。（平成 27 年度～平成 37 年度） ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成 27 年度～平成 37 年度） ・ 出前講座等の実施やその他の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を検討していく。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、関係機関や庁内の連携を密にし全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	柴田町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口の設置及び整備をした。(平成 21 年度～) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修への参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、老人クラブ等で出前講座を実施した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内の全戸回覧。(平成 24～25 年度) ・子供のころからの消費者意識の啓発のため小学校高学年に子供用ハンドブックの配布(平成 25 年度～26 年度) ・放射能対策として自家用消費食物及び給食の放射能測定を実施(平成 23 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談専用の相談室を設置、備品を備えることで相談者のプライバシーが守られ、安心して相談できるようになった。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修への参加を支援したことにより、相談件数の 25 %～30 % の問題の解決が図られた。 ・放射能対策として学校・保育所の給食及び自家用消費食物の放射能測定を実施年間約 500 件の測定を実施し、食の安全安心を保った。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員、行政職員の研修会参加支援の継続 ・消費生活相談員資格取得の支援 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当外 <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当外
消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を積極的に実施する
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過後においても維持する ・ 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・ 放射能対策については、測定結果を注視しながら終了時期を決定する
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持、強化に努める。(平成 27 年度～平成 39 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続 <p>を図る (平成 27 年度～平成 39 年度)</p>
その他特記事項	・

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	丸森町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安心安全の確保のため国民生活センターから貸与された放射性物質検査機器により食品中の放射性物質検査の体制を整備した。 (平成 23 年 11 月から平成 26 年度末)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 11 月に放射性物質機器を設置し、平成 23 年度（平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月）は、2,120 件。平成 24 年度は、5,356 件。平成 25 年度は、1,902 件と、まだ約 2,000 件近くの方々が放射性物質に対する不安を抱えていることが分かる。検査をした方からは、具体的な数値まで測定できて良いという意見があり、食の安心安全の確保に寄与していると考えている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初時点で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在設置済みの消費生活相談窓口を維持する。 ・消費生活相談員の配置を検討しつつ、当面の間、担当職員が消費生活相談を受け付ける。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外 <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、食の安心安全の確保のため、放射性物質検査を実施する。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査件数の変換等、消費者のニーズに応じて事業の実施を検討する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、放射性物質の検査を実施することで、食の安心安全の確保に努める。 <p>※今後の検査件数の変換等、消費者のニーズによって事業の実施を検討する。</p>
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	亘理町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者生活相談窓口を強化するため、相談員の窓口業務の増加を図った。 (平成 21 年度より既存週 3 回の相談を 5 日に拡充した) 相談しやすい環境を整えるため、相談室の整備を行った。 (平成 21 年度～平成 25 年度) 県で実施する各種研修に消費者行政担当職員を参加させ、レベルアップを図り、共通理解のもとで相談を受けやすい体制を整えた。(平成 21 年度～平成 26 年度) 地域住民を対象に、消費生活講座や出前講座等の啓発活動を行い、消費生活に関する安心確保に努めた。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者の安全・安心の確保のため、放射性物質検査機器の貸与をうけ、町民から持ち込まれた食品中の放射性物質の測定を行い、消費者の不安解消を目指した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 相談日を週 5 日にしたことにより、消費者が相談しやすくなつた。 相談員の勤務体制が週 5 日になったことにより、研修に参加しやすくなつた。 啓発活動等により、消費者が勉強する機会も増えているので相談件数が減少傾向にある。 食品中の放射性物質の測定により、町民の食品に対する安全性への不安解消に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 57 年度より消費生活相談窓口を設置している。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員の窓口業務を平成 21 年度より既存週 3 回の相談を週 5 日とした体制を維持する。 研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>

消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な相談窓口として週 5 日の相談日を維持する。 ・ 県内外の研修等に参加し、更なるレベルアップを図る。 ・ 消費者被害未然防止のため、消費生活講座の開催、啓発活動を行う。 ・ 消費者の安全・安心の確保ため、放射性物質検査機器の貸与をうけ、町民から持ち込まれた食品中の放射性物質の測定を継続する。
	<平成 30 年度以降の方針> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・ 啓発活動については、より効果的な活動となるよう精査する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の開設日週 5 日を維持する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費者被害未然防止のため、より効果的な消費生活講座の開催、啓発活動を行う。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、関係機関との連携を強化する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	山元町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名体制から 2 名体制とした。(平成 22 年度～平成 24 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 高齢者の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を開始した。(平成 22 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のための啓発物品を作成し、各種イベント時や各地区に配布した。(平成 21～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、法を踏まえた上でのアドバイス、最新情報の発信などができる、対応能力や質が向上した。 平成 22 年度から実施した出前講座が、平成 25 年度には参加者合計 230 名と着実に増加し、主に地域内ネットワークの強化に貢献している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度当初までに消費生活相談員の資格保有はなかったが、各種研修への参加を支援し消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する環境を整備する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p>未実施</p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>未実施</p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、研修参加支援をさらに強化し消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 啓発パンフレット配布などの啓発事業については、当町の財政規模では基金終了後に現在と同規模の事業を展開するのは

	困難であるため、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成21年度～平成31年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修への参加を支援し消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する環境を整備する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	松島町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の充実のため、相談室を設置した。(平成 22 年度) ・消費者被害防止のためにチラシを作成し、町内全戸に配布した。(平成 22 年度～) ・消費生活相談員の対応力強化のために、研修参加を支援した。(平成 22 年度～) ・消費生活出前講座を開催した。(平成 23 年度～) ・食の安全確保のために、食品の放射能性物質を行い、その機器のメンテナンスを実施した。(平成 25 年度～)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制が整い、落ち着いた環境で相談を受けることが出来るようになった。 ・町内全域に広報することにより、住民の意識も高まり消費者被害の未然防止につながっていると考えられる。 ・消費生活相談員の対応力が向上し、相談者に納得のいく対応が出来ている。 ・消費生活出前講座の開催で、豊富な知識を住民に提供することが出来た。 ・食品の放射能性物質の検査を行い、食の安全が確認出来た。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 45 年度から消費生活相談員を配置し町民の相談に対応している。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の研修を支援し、対応能力を強化する。 ・消費生活相談員の待遇改善を実施する。 ・消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・国民生活センターの研修を受けさせることにより消費者相談員 のレベルアップを図る。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持、継続し、相談者に対応する。 ・消費生活相談への研修支援を行い、資格取得を奨励し、消費者相談員 のレベルアップを図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント出前講座の開催、啓発チラシ等を配布し、未然防止を図る。 ・放射性物質の測定検査事業を継続し、食への安心安全を確認する。 ・消費者被害防止のため、関係機関との連携を強化する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金活用期間経過後においても、維持する。 ・予算の範囲内でのより効果的な事業を展開する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を継続し、充実を図る。 ・消費生活相談員の研修支援の継続をし、対応能力の向上を図る。 ・啓発事業（出前講座・パンフレット、チラシ等の配布）を実施し、未然防止に努める。 ・消費者の安全・安心のための食品等の放射性物質の検査を継続する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害未然防止のため、関係機関との連携を強化する (警察署、地域包括支援センター、コンビニ等)

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	七ヶ浜町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平 29 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安心安全の確保のため、貸与された放射性物質検査機器により食品中の放射性物質検査の体制を整備した。(平成 24 年 8 月から)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 8 月に放射性物質検査機器を設置し、平成 24 年度は、130 件。平成 25 年度は、53 件と、まだ町民の方々が放射性物質に対する不安を抱えており、食品の放射性物質の測定を行っている。平成 26 年度は、学校給食センターが再開し、4 月～平日毎回検査している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初時点で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在設置済みの消費生活相談窓口を維持する。 ・宮城県主催の研修会に参加することで相談体制の質の向上を図る。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p>該当なし</p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>該当なし</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、食の安全安心の確保のため、放射性物質検査を実施する。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査件数の変遷等、消費者のニーズに応じて事業の実施を検討する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、放射性物質の検査を実施することで、食の安全安心の確保に努める。 <p>※今後の検査件数の変遷等、消費者のニーズによって事業の実施を検討する</p>
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	利府町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 多様化する消費生活相談内容に対応するため、パソコンやプリンター等を購入（平成 22 年度）し、インターネットによる情報収集の強化を図った。また、プロジェクター等を購入（平成 24 年度）し、出前講座時にこれらの機器を活用することにより、消費生活相談体制の強化に努めた。（平成 22 年度～平成 26 年度） 消費生活相談員の処遇改善のため、1 日（6 時間）当たりの報酬を 2,500 円増額し、7,500 円とした。（平成 23 年度～平成 26 年度） 消費者被害防止に関する啓発チラシ等を窓口に設置するためのパンフレット棚等を購入し、消費者行政の正しい知識を広く周知することに努めた。（平成 23 年度） 消費者行政啓発のために悪徳商法パンフレットを作成し、町内全戸に配布（平成 23 年度）した。また、出前講座で使用するために消費者トラブル防止に関するパンフレット（2 種類）を作成（平成 25 年度）し、有効活用を図った。（平成 25 年度～平成 26 年度） 町民の食に対する安全安心を図るため、町民持込み食材の放射性物質を測定検査するための機器に関連する消耗品等を購入するとともに、測定機器の点検を行うことにより、機器の適正な維持管理に努めた。（平成 24 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度から専門の消費生活相談員を配置した消費生活相談窓口を設置しており、相談件数は平成 18 年度の 25 件に対し、平成 19 年度は 36 件と 4 割ほど増加したが、平成 20 年度の 40 件を最高に、その後は例年 30 件前後で推移している。しかし、一度で解決しない相談事案が増えるなど消費者被害のトラブルが複雑化しており、相談者が窓口に訪れる件数は、相談件数の約 2 倍になっている。 消費生活相談窓口には町外居住者からの相談もあることから、地域の相談窓口として認知されつつある。 放射性物質測定検査を導入した平成 24 年当時に比較し、検査件数は徐々に減少（平成 24 年度 66 件、平成 25 年度 47 件、平成 27 年 1 月末現在 33 件）しているが、町民の放射能汚染に対する懸念は未だに払拭されておらず、検査依頼の要望が無くならない。

<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u><政策目標1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度当初から消費生活相談窓口を設置済みである。 <p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度までは、消費生活相談窓口開設日における開設時間は9時～16時迄であるが、平成29年度から開設時間を1時間延長し、9時～17時迄とする。 消費生活相談員の更なるレベルアップを図るために、消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備し、平成27年度以降の研修への参加率を100%とする。 消費生活相談員の資格取得を奨励する。 <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <p>(対象外)</p> <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>(対象外)</p>
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u><平成27年度から平成29年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持強化するため弁護士等を活用することにより、消費生活相談員のレベルアップを図る。 より効果的な消費者被害の未然防止を図るため、消費者教育に取り組むとともに、地域内ネットワークの構築等を図る。 消費生活相談体制の質の向上を図るため、相談開設日における相談時間の延長を図るとともに、消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加への支援継続を図る。 町民の食に対する安全安心を図るため、放射性物質測定検査を実施するとともに、測定機器の適正な維持管理に努める。
	<p><u><平成30年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 出前講座等の啓発事業について、消費者被害を防止するためのより効果的な取り組みを行う。 放射性物質測定検査の継続について、依頼件数や測定結果等を勘案した上で判断する。
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持するとともに、複雑化している消費生活相談への対応能力の向上を図る。 より効果的な消費者被害の未然防止を図るため、消費者教育に取り組むとともに、地域内ネットワークの構築等を図る。 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。

	<ul style="list-style-type: none">・ 消費生活相談員の処遇改善した日額 7,500 円の報酬（有資格者）を維持する。・ 町民の食に対する安全安心を図るため、放射性物質測定検査を実施するとともに、測定機器の適正な維持管理に努める。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者被害を防止するため、庁内の連携を密にし、全庁を挙げて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	大和町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口の強化を図るため、消費生活相談員を配置した相談窓口を開設し、相談窓口の周知を行った。 ・町民の悪徳商法被害を未然に防ぐため、啓発強化事業として出前講座を開催し、啓発用品等の配布を行った。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のために実施した出前講座が平成 24 年度は 5 件だったが、平成 25 年度は 10 件と増加したことにより、地域に密着した啓発活動ができた。 ・町広報誌へ被害防止のための情報を毎月掲載したところ、より効果的な啓発が実施できた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化基金活用前の平成 23 年 11 月から、消費生活相談窓口を設置済。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口設置当初から有資格者を相談員として配置しているが、平成 27 年度以降も相談員として資格保有者を配置する。 ・相談員の研修について、年 5 回以上を目標に派遣しているが、平成 27 年度以降も継続して派遣する。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口・出前講座を維持し、消費者被害未然防止のための啓発パンフレット等を活用した事業を実施する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口は基金活用期間を経過した事業から自主財源化を目指す。 ・出前講座等啓発については、より効果的な計画・運営を図る。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員を配置した相談窓口を維持する。 ・消費生活相談員の報酬を維持する。 ・啓発や情報提供を継続して行う。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉担当課と連携をとり高齢者の被害予防に向けた普及啓発・研修会等を実施している。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	大郷町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。 (平成 25 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のため、区長会、老人会等で出前講座を開始した。 (平成 25 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止や消費生活相談室周知のための啓発パンフレット等を作成し、町内の全戸に配布した。 (平成 24 年度～平成 26 年度) ・ 消費者の食に対する安心と安全を確保するため、農産物等の放射性物質測定業務を行なった。 (平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度に消費生活相談窓口を設置、相談件数は 8 件。平成 26 年度相談件数 10 件 ・ 平成 25 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため研修参加を支援した。 ・ 相談員が平成 25 年度に国民生活センター「消費生活相談員」の認定を受け、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・ 消費生活相談員による、行政区長・民生委員・老人クラブ役員に対する研修会を行ない、消費者被害を防止した。 ・ 消費者庁より放射性物質測定装置の貸与を受け、機器の保守管理と測定業務委託を行なった。平成 25 年度の測定件数は 52 件（住民持ち込み 11 件、その他 41 件）であった。また、必要に応じ関係機関への連絡と広報を行なった。平成 26 年度で完了した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度当初にて大郷町消費生活相談室を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センター等の研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・ 県消費生活センター等、関係機関との緊密な連携を図り、組織的・広域的な消費者被害の予防と解決能力を向上する。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p style="text-align: center;">該当なし</p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>

	該当なし
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談室を維持する。 ・ 配置・処遇改善した消費生活相談員の体制・報酬の維持を図る。 ・ 弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。 ・ 構築した地域ネットワークの維持・充実を図る。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金等活用期間経過後も、消費生活相談体制の維持を図る。 ・ 啓発事業については効果的な取り組みに重点化し、交付金等活用期間経過後も行なう事業を精査し維持に努める。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談室を維持し整備を行なう。 (平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・ 基金を活用し配置した消費生活相談員の体制・報酬の維持を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・ 地域社会における消費者問題解決力強化のため、啓発広報等を行ない、消費者被害の未然防止を図る。 (平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にし対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	富谷町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談スタートアップ事業として消費生活相談窓口を設置した。(平成 23 年度) 相談窓口に消費生活相談員を 1 名配置し、能力向上のため、研修参加を支援した。(平成 24 年度～平成 27 年度)
総括・評価	<p><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度から消費生活相談スタートアップ事業としてネット環境整備を整え、平成 24 年度から現在まで相談窓口を設置。(現在週 2 回) <p><政策目標 2 >相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員には有資格者を配置している。研修にもおおむね参加しており、相談業務のスキルアップを図っている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口設置(現在週 2 回) <p><政策目標 2 >相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座等で地域に出向いた形で潜在的な相談ニーズに応える。 相談員だけではなく、消費者行政担当職員の研修の参加を予定。 <p><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 富谷町老人クラブ連合会と合同で老人クラブ高齢消費者被害防止キャンペーンとして、地域における消費者被害防止のための「見守りサポート」養成講座にて講義・啓発を実施、高齢者見守りの体制作りに取り組んでいる。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座を実施し、地域住民へ消費生活相談を PR し、相談ニーズを掘り起こす。相談件数が増加した場合には、実態に合わせて相談日及び相談員の増加も検討。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した後も維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 町内会、公民館や各施設での出張相談、出前講座の実施、イベントブースを設置するなどを積極的な活動を展開する。 消費生活相談員のレベルアップのために積極的に研修に参加させるとともに、消費者行政担当職員についても研修に参加させる。 消費生活相談から、その解決に至るまでスムーズな処理を図るため、弁護士等の専門家と協力する体制づくり。

その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">福祉担当課が受けた相談業務の中で、マルチ商法などの消費生活問題に関連した場合、担当者が連絡を受け相談員につなぐといった連携をとっている。
---------	--

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	大衡村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者問題解決力の強化のため、消費者被害防止のためのチラシ等を全戸に配布（平成 21 年度～） ・ 消費生活相談体制の充実のため、消費生活相談員を配置（平成 25 年度～） ・ 食の安全確保として、食品等の放射性物質測定を行っており、その機器のメンテナンスを実施（平成 25 年度～）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年～平成 24 年度における村の相談件数は、平均 1.5 件であるのに対し、宮城県のセンターへは平均 23.5 件であった。平成 25 年度の消費生活相談員の配置により、村への相談件数が 3 件、宮城県のセンターへは 9 件と、県への相談件数が激減し、村の相談窓口が活用される結果となった。合わせて、村・県への相談件数を見ると、平成 25 年度は前年の 30 件に対し 12 件と減少し、消費者被害防止の啓発活動の効果と考えられる。 ・ 食品等の放射性物質測定は、平成 24 年度は 85 件、平成 25 年度は 68 件の検査を実施。農作物の収穫期間に主に利用が集中し、検査を受け安心して農作物を食料としている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u> 平成 25 年度に消費生活相談員を配置。今後も維持する。</p> <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u> PIO-NET 等を導入し、相談対応の充実を図る。</p> <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u> 該当なし</p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u> 該当なし</p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を設置・維持する。 ・ 消費者被害防止のため、啓発チラシの配布や相談員作成の啓発資料の回覧などで啓発の維持を目指す。 ・ 食品等の放射性物質測定は、食の安全が確保されるまでの検査体制の維持を目指す。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後も財政状況を踏まえながら現状維持を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の維持及び消費生活相談員の配置の維持（平成 27 年度～平成 33 年度） ・消費者被害防止のための啓発の維持（平成 27 年度～平成 29 年度） ・食の安全の確保のため、食品などの放射性物質測定体制を維持（平成 27 年度～平成 33 年度）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・村内各相談窓口との連携を強化

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	色麻町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。 (平成 23 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談員の処遇改善のため、月額報酬を平成 24 年度に 7,300 円増額し 185,800 円、平成 26 年度に 4,500 円増額し 190,300 円とした。 (平成 24 年度～平成 26 年度) ・ 高齢者等の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を実施した。 (平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止のため啓発チラシを作成し、町内全家庭に配布をした。また、町広報紙に掲載し啓発を行った。 (平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 食の安全安心の確保に向けた取組の支援を行った。 (平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 22 年度は無かったのに対し、平成 23 年度は 29 件と大幅に增加了。また、平成 26 年 9 月時点で 20 件と相談件数が增加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 平成 23 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成 25 年度で 7 件、消費生活相談員の助言やあっせん等による救済金額が 330 千円となった。 ・ 平成 23 年度から実施した出前講座が、平成 25 年度には 4 件／年（496 人）と着実に增加している。 (平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 食の安全安心確保のため、放射性物質検査機器により食品の検査を行い、平成 25 年度は 226 件の検査を実施して地域住民の不安解消に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課職員も消費生活相談を受け付けるなどをして、消費生活相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境づくりをし、消費生活相談員の研修参加率を向上させる。

	<p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <p>対象外</p> <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>対象外</p>
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業を実施する。 ・ 食の安心安全の確保に向けた取組を実施する。 <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・ 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組を検討しながら、基金活用期間経過後も継続して実施していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成27年度～平成33年度) ・ 平成27年度から月額報酬を1,900円増額の192,200円として、消費生活相談人の処遇改善を図る。(平成27年度～平成33年度) ・ 消費者被害を未然に防止するため、高齢者等の出前講座の実施をする。また、学校と連携を図り、児童生徒への消費者教育を実施する。(平成27年度～平成33年度) ・ 食の安全安心確保のため、放射性物質検査機器により食品の検査を行い、食に対する地域住民の不安解消を図る。(平成27年度～平成33年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	加美町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の強化を図るため、相談窓口開設日数を週 3 から 4 日へ拡大した（平成 22 年度～26 年度）。また、窓口機能強化のため備品等を整備した（平成 22 年度）。 ・遠距離で窓口への来訪が困難な住民のため、各地区で移動相談日を開設し、消費生活相談窓口の利便性を向上させた。開設にあたり、移動相談に使用する車両整備を行った（平成 22 年度）。 ・相談内容の充実を図るため、資格を有する消費生活専門相談員を配置し、専門性に見合う処遇改善を行った。平成 21 年度まで、消費生活相談員は資格の有無に関わらず月額 80,000 円の報酬であったところ、平成 22 年度より有資格者は「消費生活専門相談員」として、月額 120,000 円の報酬とした。さらに、平成 25 年度から「消費生活相談員」（資格無）は月額 120,000 円、「消費生活専門相談員」（資格有）は月額 150,000 円に増額する条例改正を行った。 ・相談員のレベルアップを図るため、国民生活センター等の研修について参加支援を行った（平成 23 年度）。 ・近年増加している高齢者等の悪徳商法被害の防止を中心とした消費者等への啓発として、消費生活出前講座や啓発チラシの作成、回覧を積極的に行った（平成 22 年度～自主財源事業）。 ・食の安全、安心確保のため、自家消費用食品等の放射性物質検査を実施した（平成 24 年度～平成 26 年度）。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から窓口開設日数を拡大し、相談件数が平成 21 年度の 162 件から 181 件へと増加した。また、平成 25 年度は 204 件と年々増加しており、地域の相談窓口として定着してきている。 ・遠距離で窓口への来訪が困難な住民への対応として、平成 22 年度から毎月第一木曜日に移動相談日を設け、平成 25 年度には 9 件の実績があった。また、移動相談を介して、会場である福祉センターとの連携が高まり、情報共有により解決できる案件が増えている。 ・消費生活出前講座の件数も年々増えており、平成 25 年度は 33 件の実績があった。 ・自家消費用食品等の放射性物質検査を、平成 24 年度は 932 件、平成 25 年度は 473 件を行い、食の安全安心確保に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初時点ですでに消費生活相談窓口は設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初時点ですでに消費生活相談員は有資格者である。

	<p>今後も有資格者を置く体制を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> すでに、消費生活相談員は県内で行われる研修に参加する体制をとっており、今後も継続する。 <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外 <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の消費生活相談体制を維持する。 被害を未然に防ぐ消費者教育に力を入れ、関係機関との連携をより強化する。 放射性物質検査体制を維持し、食の安全、安心確保に努める。 <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 現在も自主財源で行っている啓発事業は、内容を精査しながらより力を入れていく。 食品等の放射性物質検査については、測定結果や町民のニーズ等も考えながら、事業実施について検討していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に拡大した窓口開設日数を維持する。 平成22年度、平成25年度に処遇改善した月額150,000円（有資格者）の報酬を維持し、引き続き有資格者を相談員として確保する（平成27年度～平成32年度）。 食の安全、安心確保が必要と考えられる期間は、食品等の放射性物質検査を継続する（平成27年度～平成34年度）。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 府内をはじめ、関係機関との連携を支援し、全庁あげて消費者被害防止に努める。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	涌谷町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置し、相談員 2 名を配置した。(平成 22 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため、町の行事にあわせて出張相談を実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため、チラシや町の広報を全戸配布して啓発に努めた。(平成 22 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置して以来、地域の相談窓口として頼りにされている。 ・平成 22 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援してきたが、消費生活相談の対応能力が向上した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初で、消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の国民生活センター研修等、研修参加率を 100% にする。 ・資格取得を奨励する。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置、維持する。 ・消費生活相談員のレベルアップとして弁護士等の活用を図る。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置、維持する。 ・消費生活相談員のレベルアップとして弁護士等の活用を図る。 ・啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置、維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 ・弁護士等の活用により、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のための庁内の連携を密にして、全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	美里町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 27 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員を 1 名体制から 2 名体制とした。(平成 21 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 27 年度) ・消費生活モニターの会議開催支援を行った。(平成 22 年度～平成 27 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシ等を購入し、可視化した状況で出前講座等で配布した。(平成 22 年度～平成 27 年度) ・町広報紙に消費生活情報（2 頁）を掲載し、全町民に啓発を行った。(平成 23 年度～平成 27 年度) ・民生委員児童委員、行政区長、老人クラブ、婦人会連合会、消費生活モニター、一般住民を対象とした消費生活講座を開催した。 ・消費者啓発のための情報を全世帯に町の広報紙（既製品のリーフレットを美里町版と銘をうつたもの）として提供した。(平成 27 年度) ・町内の小学校、中学校、高等学校の児童生徒に対して啓蒙用のリーフレットを配布した。(平成 26 年度～平成 27 年度) ・放射能測定事業については平成 24 年度より実施している。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度より消費生活相談窓口を設置しているが、近年の動向は、相談件数においては平成 25 年度が 123 件、平成 26 年度は〇〇件と伸びており、今後も増加が予想される相談に対して重要な役割を果たしている。町では広報紙による啓発や教育関係との連携なども視野に入れ、さらには、地域において出前講座を開催し、特に高齢者や若年者の消費者トラブルを未然に防止している。 ・平成 21 年度から国民生活センター等が開催する研修会に相談員を参加させ、相談能力の向上等を図っており、多様化する相談内容に適切に対応している。また、関係機関等との連携し、相談体制が充実してきているものと思われる。地域情報の提供などの面において、消費生活モニターとの連携も円滑である。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年に消費生活相談窓口を設置済み <p><政策目標 2>相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の資格保有率が 50 パーセントである。資格保有率 100%に向けて資格取得を奨励していく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員も研修を受け、消費生活相談を受け付けることにより、消費生活相談員がさらなる研修の受講が可能とし、消費生活相談員のレベルアップが図れるよう環境の整備を図る。 <p><政策目標4>消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生、中学生、高校生への消費生活関連情報の提供、新成人への啓発用小冊子（くらしの豆知識）提供、高齢者を対象として消費生活講座、各地区における出前講座を開催した。 <p><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美里町においては社会福祉事業部門と消費生活行政部門の間で、消費者被害等の未然防止のための連携を行っている。
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの運営を継続する。 ・町内小中学校、高等学校、支援学校において児童生徒の消費者教育を支援する。さらに多世代にわたる消費者教育を実施する。 ・地域の身近な窓口として消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員の2名体制を維持し、さらに消費生活相談員や消費者モニターのレベルアップを図る。 <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間終了後も自主財源化により運営を行う。 ・啓発事業においては、既成の資料の購入は、自主財源化によって財源的に困難になると考えるが、創意工夫により資料化等の対応を行っていく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを設置・維持する。消費生活相談員の専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。 ・消費生活相談員の体制・報酬の維持を図る。 ・消費生活相談員の対応能力の維持のため、研修事業に関しては、平成29年度まで補助金対応を行い、平成30年度から自主財源による事業化を進めていく。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の権利擁護の趣旨からこれまでの福祉行政との連携を維持・進展させ、また生涯学習や防犯関連の業務課との新たな連携を図るなど、庁内協働体制の構築を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	女川町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害未然防止のため、老人クラブ等団体及び地区（仮設住宅入居者対象）毎に講座を開催した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害未然防止のための啓発チラシを作成し、全戸に配布した。 (平成 24 年度～平成 26 年度) ・専門的知識を有する者を活用し高度な相談への対応強化を図った。 (平成 21 年度～平成 22 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため研修参加及び図書等の充実を図り環境整備を実施した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・被災した消費生活相談窓口の機能回復を実施した。 (平成 24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度～平成 22 年度に実施した専門家による相談においては、各年度とも 4 回開催し平成 21 年度は 16 件、平成 22 年度は 20 件と高度な相談へ対応ができた。 ・平成 21 年度から、消費生活相談員の対応能力の強化のため、研修へ参加をした。その結果、消費者被害未然防止の一環として、平成 25 年度から毎月町広報誌に「消費生活情報館」を設け、被害に合わないよう注意喚起を図った。 ・平成 21 年度から実施した消費者講座は、専門家による事例を踏まえての訪問販売等の手口とその対処方法、また、震災後は相続・二重ローン問題への対処について開催した。その結果、複雑な手続きにあっても早期着手することに導けた。また、相談窓口を広く周知することが出来た。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した消費生活窓口機能を平成 24 年度に回復した。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備し参加率のアップを図る。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>

消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等で実施する研修会へ消費生活相談員等を参加させレベルアップを図る。 ・専門家を活用しての消費者講座、また、消費者被害の事例を踏まえた冊子等を全戸配布し消費者被害未然防止に努める。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・消費者講座等の啓発事業については、効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の継続を図る。 (平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費者教育による消費者被害未然防止に努める。 (平成 27 年度～平成 32 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、関係機関と連携を図り対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	宮城県	市町村名	南三陸町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。 (平成 23 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 23 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内の全戸に配布した。(平成 25 年度～平成 26 年度) 被災地出張所としての法テラス南三陸において、高度に専門的な相談への対応力の強化を図った。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 7 月に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 23 年度～平成 24 年度で 6 件、平成 25 年度は 6 件と件数としては少ないが、相談事は常時発生しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 平成 23 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 平成 23 年 10 月より法テラス南三陸がオープンし、年間約 250 件（弁護士及び女性相談員週 1 回相談分除く）の相談があり、今後、復興の進捗状況により重要な位置づけとなる。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、研修を通じてスキルアップを図る。 法テラス南三陸の、町民への認識拡大を図る。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活窓口を維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 法テラス南三陸を継続する。

	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発事業については、関係機関（警察生活安全課等）と連携を取り、より効果的な取組に重点化していく。 法テラスと連携のとれた取り組みを展開する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活窓口を維持する。 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 消費生活相談体制の強化のため、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。
その他特記事項	